

○衛星画像を活用した水稻推計収穫量の利用要領（平成 25 年 6 月 12 日付け 24 経営第 3791 号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
様式例第 1 号 第 号 令和 年 月 日 県（都道府）農業共済組合連合会 会長理事 殿 市町村農業共済組合 組合長理事 市町村長 令和 年産の水稻から、組合員等又は組合員等の属する団体が管理者である乾燥調製施設について行う施設計量全数調査が適正であることの確認を行うために水稻収穫量推計式による推計収穫量を利用（定めた推計収穫量の利用に係る事項を変更）することとしたので、下記のとおり報告する。 （以下略）	様式例第 1 号 第 号 令和 年 月 日 県（都道府）農業共済組合連合会 会長理事 殿 市町村農業共済組合 組合長理事 <u>印</u> 市町村長 <u>印</u> 令和 年産の水稻から、組合員等又は組合員等の属する団体が管理者である乾燥調製施設について行う施設計量全数調査が適正であることの確認を行うために水稻収穫量推計式による推計収穫量を利用（定めた推計収穫量の利用に係る事項を変更）することとしたので、下記のとおり報告する。 （以下略）

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年12月25日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。この場合において、押印は要しないものとする。